



日 刊 (但土曜 日曜 祝日休刊)
定価1カ月4,000円 (送料+税込み)

発 行 所

保険毎日新聞社

東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032

電 話 03(3865)1401(代表)
振 替 00140-6-70860

© 保険毎日新聞社

宅建ファミリー共済 代理店事務処理の軽減策実施

(株)宅建ファミリー共済は、住宅用賃貸総合補償保険(ハトマーク補償)と事業用賃貸総合補償保険(ハトマークビジネス補償)について、保険契約申込書原本の電子データ化を8月1日から、更新申込書の取付不要ならびに引越し中の新旧両物件補償などの商品改定を

9月1日から実施する。営業開始から今年4月で5年目に入った同社では、昨年度から、契約者

入したインターネット計上システム「宅建らくらくネット」に続き、今年度は契約者利便性向上と

賃貸向け家財保険などの商品改定も

の利便性向上や代理店事務処理の軽減などを目的に、さまざまな改革に取り組んでいるが、昨年導

代理店業務効率化などに向けた業務フローや商品の改定を行うこととしたもの。

具体的な実施内容は次のとおり。
(1) 申込書原本の電子データ化
代理店からファクス送信で保険契約を計上する場合作業の軽減を図る。原本を、契約者が署名もしくは捺印した紙の保険

申込書送付事務削減など業務効率化とともに、情報セキュリティのリスク回避や、紙の使用量・郵送物を減らすことによる地球環境保護の効果も見込んでいる。
(2) 更新申込書の取付不要
更新契約の場合、前回と同様の内容となることが多いにもかかわらず、保険契約申込書の作成など申し込み手続きに時間を要する場合が多々あった。

そこで、更新契約に限り、契約者に対して「更新用通知書(仮称)」「更新契約引受の場合の保険料その他保険金額などの保険引受内容を記載した書面」を送り、その案内内容で更新する場合は、前契約の満期日までに更新保険料を払い込むことで、保険契約申込書の提出なしで更新手続きを完了できるようにした。
(3) 引越し中の新旧両物件補償
賃貸住宅から賃貸住宅

へ転居する場合、新旧両方の部屋に家財がある状態になることがあるが、従来は一つの保険契約で2カ所を補償することはできなかった。
今回、住宅用賃貸総合補償保険(ハトマーク補償)の契約者が、転居の際に異動処理を行った場合、新しい部屋への異動日から1カ月間は、一部の部屋が残っている以前の部屋における事故も補償できるように範囲を拡大した。